

選書の発行規程

1. 選書は広く農産物・食品の美味しさに関する研究・技術の発展に寄与するもので、幹事会で承認されたものとする。
2. 選書の著者は原則として美味技術学会会員に限る。選書の指定を受けようとするとき、申請者はその内容、発行部数、配布先、出版方法などの予定について、事務局宛提出するものとする。
3. 選書の寸法はA5版とし、200頁内外を基準とする。
4. 選書として指定を受けたものは、その背面もしくは表紙の左上及び奥付に「美味技術学会選書」の文字及び指定された番号を印刷するものとする。
5. 選書として印刷出版したとき、著者は本会から出版費用の50%（上限15万円まで）の助成を受けることができる。
6. 選書として印刷出版したとき、申請者は発行部数の5%、もしくは50部を本会に寄贈するものとする。
7. 選書の販売は全部本会を通じて行い、販売収入の50%を著者に支払う。著者は必要に応じて事務局に販売に必要な部数を提供する。

以上